

議長（福田会長）

協議第1号「市町建設計画について」を議題といたします。市町建設計画の策定につきましては、市町建設計画小委員会に付託をしておりましたが、お手元の資料のとおり、竹原委員長から中間報告がございました。内容について事務局の説明を求めます。

事務局（横松政策審議室長）

それでは、市町建設計画の中間報告についてご説明いたします。

まず、本日の会議では、10月27日付け「市町建設計画小委員会の開催状況」という資料がお手元に配布されております。この中で、市町建設計画小委員会の開催につきましては、9月4日を初めとして4回開催しております。その中で、市町建設計画の構成や建設計画の基本姿勢と主要課題、さらには施策の大綱の修正案等について4回の会議を開催し、これまでの中間報告といたしまして将来構想（案）をまとめたところでございます。

次は市町建設計画の構成です。この市町建設計画につきましては、合併により解決すべき課題を整理し、新市の将来の姿を明らかにすることにより将来のまちづくり計画の方向性を示すものとして策定するものでございまして、市町建設計画の構成につきましては、大きなIの「計画の策定にあたって」では、計画の趣旨、新市建設の背景と目的、新市建設の基本姿勢をまとめたところでございます。

IIの「新市の概況」では、新市の現況、新市の社会経済の見通し、まちづくりの資源と主要課題等を整理してまいりました。

IIIに「まちづくりの目標と基本方針」をまとめまして、今回はIVの「新市の施策の大綱」まで基本構想としてまとめてきたところでございます。

この後法定協議会に進めば、V以降の「地域ごとの計画」「県事業の推進」「公共施設の適正配置と整備」等を記載して、今後の全体の市町建設計画としてまとめていく予定になっております。

次に、「合併の意義と合併後のまちづくりの方向」、その後の「将来構想素案の概要」というA3版の2枚の綴りと、「市町建設計画（案）」をお手元に配布しております。大まかには「合併の意義と合併後のまちづくりの方向」というA4版の1枚にまとめたものでございます。

合併を目指す「背景」は、日常生活圏が大きく拡大している中で、サービス格差や利便性の問題が発生しており、下水道においても地域間格差が生じている背景をとらえております。さらには、経済・産業が停滞して活力の低下が懸念されていること。さらには、現在、地方分権の進展とともに、地域自治の拡充も大きく求められていることから、そのような地域づくりをしていく必要があるだろうということ。さらに社会的背景としては、少子・高齢化と人口減少が大きく言われておりました、超高齢社会の到来が予想され、福祉費の増大と財政規模の縮小が懸念されているという背景がございまして、

このような背景のもと、「合併によって」どのようなことに取り組むべきかが書いてあり

ます。各市町のサービス水準の格差是正として、日常生活圏内のサービスの均一化と利便性の向上を図っていこうということ、さらには各市町の資源の連携と活用を図り、一体的な基盤整備と支援機能の強化を図り、スケールメリットを生かした行政経営を目指そうとするものでございます。そのためには、地域自治制度の構築などを行い地域自治の拡充をしていこうとするものです。合併すると「住民の声が行政に届きにくくなる」とも言われますが、これを解消するとともに、自己決定・自己責任のもと、特色ある地域づくりを図っていくことを目指します。さらには、高齢化への対応等新たな事業の展開ということで、多様化、高度化する行政ニーズ等に対応した自治能力の向上が図られるであろう。そして、そのためにも、行政組織をスリム化し、財政規模の拡大による弾力的な行政経営を図り、重複投資などを避けて財政基盤の強化を図っていこうということが、合併によってなされるべき方向であります。

このような中で、「合併後の姿」といたしましては、人口は政令指定都市の法定要件である50万人を超え、1市4町が成立すれば55万3,000人ぐらいの人口規模が見込め、県全体の25%を占める状況です。

経済フレーム等を検討する中では、製造品出荷額もやはり県全体の4分の1を占め、商品販売額は50%を超えるだろうと予測してきたところでございます。

こうした将来の合併の姿をもとに「躍動する市民 魅力あふれる地域 あすの活力を育む都市 うつのみや」を目指そうということで将来像を掲げ、その中で、次の3つの目標をとらえて整理してきたところでございます。

1つ目は「個性と特性を生かした『地域』の創造」です。よりよい環境で学ぶことができるよう、各地域の小中学校施設の整備を計画的に推進する。さらには、地域自治を推進するための環境や拠点施設を整備することによりまして、個性と特性を生かした地域の創造を目指そうということでございます。

この中には「地域自治制度」というものがございまして、地域に密接に関連した業務を、地域の自主性に基づき地域が弾力的に執行できる予算で行うことで、地域の文化・伝統が守られ、個性と活気ある市民主体の地域づくりができるだろうということです。そして、市民に身近なサービスはもとより、より質の高いサービスを身近な場所から提供し、地域自治制度にもあわせて取り組んでいきたいという目標です。

大きな2つ目の目標は、合併することによりまして「一体的で連携がとれた誰もが住みよい『都市』の創造」を目指していきましようということです。総合的な交通ネットワークを構築し、新市の一体性と地域間の連携を支える交通環境を整備していきましよう。2つ目に、生活の根幹となる下水道などの基盤整備を推進し、良好な生活環境を目指しましよう。さらには、少子・高齢化社会の中で、保健・医療・福祉などの基礎的なサービスを身近な拠点で提供し、すべての市民が住み慣れた地域において健康で安心して暮らすことができる都市をつくっていく計画を進めようということでございます。

大きな3つ目の目標は、それぞれ「人、もの、情報が活発に交流する『活力』の創造」

ということです。各地域の中心部や駅周辺において、地域特性を生かした拠点開発や良好な住環境を整備していきましょう。そして 100 万人の商圈，国内有数の工業団地を背景として産業支援機能の集積，優良農地等を背景に，商・工・農の均衡のとれた活力あるまちを目指しましょうということを目標として掲げたところでございます。

この 1 枚の資料で全体をまとめたところですが，補足の意味で，この後，「(将来構想)素案の概要」でお示ししたいと思います。A 3 版の大きな 2 枚綴りの資料でご説明させていただきます。

「素案の概要」につきましては，左上の「計画の策定にあたって」「新市建設の基本姿勢」について，ただいまご説明させていただきました。また，下の「新市の概況」ということで，人口，経済フレーム等についてもお示しました。

このような新市の基本姿勢や新市の概況をとらえまして，これからのまちづくりの資源や課題を整理いたしました。合併することによりまして，それぞれの地域資源を生かしながらまちづくりをしていくためにはどのような課題があるかということで，大きく 8 点の課題をとらえたところでございます。

右の(2)「まちづくりの主要課題」です。

まず 1 点目「個性と特性を生かした地域づくり」では，1 つ目には個性のある地域づくりをしていく必要があること，2 つ目には特色ある教育環境の形成が必要であることを，地域特性としてとらえました。

2 点目「新市の一体性と地域間の連携の確立」では，総合的な交通体系の整備をしていく必要がある。情報ネットワーク等の形成として，これからの社会に向け，情報交流ができるような仕組みを形成していく必要があります。さらには，日常生活の中での良好な生活環境の整備も大きくとらえまして，その中では下水道やごみ処理などの社会資本整備をしていく必要があるだろうということをとらえました。また，少子・高齢化ということがこれからの社会の中で大きな課題となっておりまして，保健・福祉サービス水準の維持・向上として，それぞれの維持向上を図るということを課題としてとらえたところでございます。

さらには，合併することによりまして「新市の活力の維持・向上」を図るために，新市の拠点性もこれから整備していく必要があります。そしてそういう整備をすることによりまして経済・産業の振興を図って，活力ある新市を目指しましょうという，以上 8 点の課題をとらえました。

このような課題をとらえることによりまして，次の「まちづくりの目標と基本方針」を整理したところでございます。

その中では，1 つ目として，個性と特性を生かした自立性の高い地域づくりをしていこう。2 つ目として，一体的で連携がとれた誰もが住みやすい都市をつくろう。3 つ目として，人，もの，情報が活発に交流するまちをつくろうという，大きな 3 つの目標を掲げまして，今後，新市がどのようにまちづくりに取り組んでいくかということで，新市の施

策の大綱をまとめようとしてきたところでございます。

1市4町の中の「都市空間の基本的な考え方」ということで、計画的な都市整備を行うためには、都市空間の形成をきちんと図っていく必要があります。そのために空間整備をどのようにしていくかということで、土地利用に関する基本的な考え方を、それぞれの土地利用の5つの観点からまとめたところでございます。1つ目は「市街地の高度利用と良好な住環境の形成を図る住宅地」をきちんと整備していきましょうということで、記載の内容でまとめております。2つ目は「地域特性に応じた都市機能の集積を目指す商業・業務地」で、にぎわいや生活の利便性向上に向けた、商業・業務地でまちの活気を目指そうという土地利用です。3つ目は、これからのまちを担っていく産業も視点にとらえ「産業構造の転換に対応し、地域経済の自立的発展の拠点となる工業地」ということで、それぞれの町におきましても工業団地を整備しておりますが、活力を目指す工業地をきちんととらえて計画に位置づけていく。4つ目は、「都市の環境を守り、良質な食を安定して供給する農業地」で、市域を南北に流れる鬼怒川・田川・姿川等の流域に広がる農業地も大きくとらえていく必要があるだろうと整理いたしました。5つ目は「多様な機能を生かした森林地」で、森林資源そのものの活用とあわせて、レクリエーションの場や、自然や緑に触れる自然学習の場として有効活用していきましょうという空間整備を考えました。

これらの目標実現に必要な施策・事業の体系化を図り、新市の施策の大綱、どのような計画をしていくのかをまとめたところでございます。

右側の大きな3点につきましては、本文「市町建設計画」の資料に基づき説明させていただきます。

この建設計画においては、これまで説明してきたところが1～19ページまでに記載してございます。今の「概要」については、20ページあたりまでに細かい点をまとめたところで、21ページに新市の施策の大綱を記載しております。大きく個性・特性、一体で連携のとれた都市、人・もの・情報ということで、それぞれどのようなまちづくりを推進するかということでそれぞれの施策事業名を記載したところです。この点は22ページ以降で説明させていただきます。

22ページの1番、「個性と特性を生かした地域の創造」では、(1)市民・地域自治を培うまちづくりをします。市民自治を高める仕組みの導入や活動拠点の整備などにより、誰もが生き生きと活動することができる地域をつくっていきましょうというのが大きな柱でございます。その中では、市民が誇りと愛着を持てるまちづくりを推進するために、触れ合いと連帯に支えられた市民の創意を生かした市民主体のまちづくりを推進しましょうという柱が1つ目です。2つ目として、新市における身近な地域課題を自ら取り組み解決できる体制の構築、さらには、拠点となる河内地域、高根沢地域等の庁舎施設を整備し、個性ある地域づくりを推進しましょうということです。3つ目は、身近な地域における行政サービスの充実やサービス提供体制の整備に努め、市民に身近な行政を推進しましょうということで、「市民・地域自治を培うまちづくり」の3本の施策をとらえたところござ

います。

次に、(2) 豊かな人間性を育むまちづくりです。学習や文化など様々な分野において、市民一人一人が生き生きと生活できる地域をつくっていかう。学校教育の充実に努めまして、21世紀の新市を担う子供たちが、のびのびとたくましく育つ地域をつくっていく。そして、新市の産業を担う将来の職業人が多様な能力を育み活躍できる地域をつくることで、豊かな人間性を育むまちづくりを目指していかうということです。

この中では4点、特に取り組むべき施策・事業を記載いたしました。1つ目は、市民の多様な学習ニーズに応え、上三川地域、上河内地域において生涯学習施設の整備を行い生涯学習を推進する。2つ目は、各地域の小中学校施設について計画的な整備を行い、個性と魅力ある地域づくりを担う市民を育てる学校教育の充実に努める。さらには、将来の産業界を担う職業人の育成に向けた学校教育を充実していく必要がある。3つ目は、文化財の保護・活用や活動拠点となる施設の整備などによりまして、文化的環境づくりを進めるための地域文化を振興する施策事業に取り組んでいく必要があります。4つ目は、地域におけるスポーツ活動を促進するとともに、総合運動公園や社会体育施設の整備を進めることによりまして、市民が生涯スポーツを楽しめる施策に取り組んでいく必要があります。

以上、第1の「個性と特性を生かした地域の創造」の施策・事業をまとめたところでございます。

第2は、「一体的で連携がとれた誰もが住みよい都市の創造」です。

総合的な交通ネットワークを構築し、新市の一体性と地域間の連携を支える交通環境を持つ、(1) 快適に移動できるまちづくりを目指そうということです。

1つ目は道路で、都市間または新市における地域間交通の円滑化、安全性・利便性を確保し、基幹道路の整備を含めまして、多様な都市活動を支える道路ネットワークを進めていく必要があります。2つ目は、都市内や都市間の移動利便性を高めるとともに、既存の交通サービスの維持・向上や、新たな取り組みとして新交通システムなどの導入を進め、公共交通ネットワークの整備を促進することを施策・事業としてまとめております。

(2) は良好な生活基盤を備えたまちづくりです。新市全域において上下水道やごみ処理などの公共サービスを提供する社会的基盤や、良好な居住環境が形成された市街地などの都市空間を効果的・重点的に整備することによりまして、良好な生活基盤を備えたまちづくりを目指していくということです。

ここでも4点ございまして、1つ目は、廃棄物の適正処理を推進することで、環境への負荷を最小限に抑えた施策をしていく必要があります。2つ目は、市民が将来にわたって安心して上水道を利用できるよう、その供給体制を確立するということで、上水道を安定供給する施策がございまして、3つ目は、生活排水を適切に処理することです。公共用水域の水質の保全を図るために、汚水を安定的に処理する施設の整備ということで、生活排水を適切に処理していく必要があるということです。4点目は、情報交流がうまく促進できるように、生活に密着した各種情報システムや公共施設間を結ぶ情報ネットワークを整備

促進し、情報の交流・活性化に備えていく施策としてまとめたとところでございます。

(3)は、健康で安心して生活できるまちづくりです。保健・医療・福祉など基礎的なサービスを総合的に提供することにより、すべての市民が住み慣れた地域社会の中で健康で安心して生活できる都市をつかっていこうということを目指す中で、1つ目は、保健・福祉・医療の連携のとれたサービスとして、上三川地域に保健福祉センターを設置するとともに、各地域におけるサービス提供体制を整備し、医療と連携を図りながら、ライフステージに応じたきめ細かな福祉サービスを実現しようということです。2つ目は、住み慣れた地域の中で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、公共施設等のバリアフリーを進めていく必要があるということです。3つ目は、高齢者・障害者という視点から、健康で生きがいを持ちながら安心して生活できるよう、在宅福祉と施設福祉の連携を図りながら福祉サービスの充実に向けていこうということで、高齢者・障害者への福祉サービスを充実していく施策をまとめたとところでございます。次に25ページ、4つ目は、子育て支援を充実するで、次代を担う子供たちの育成環境の充実や多種多様な保育ニーズに対応するサービスを提供し、将来を担う子供たちの健全育成に取り組む必要があるだろうということです。5つ目は、市民が安全で衛生的な生活が送れるよう、生活衛生を向上させる施策に取り組んでいく必要があるとまとめたとところでございます。

大きな3つ目の施策は、「人、もの、情報が活発に交流する活力の創造」です。

都市拠点などにおきましては、多様な都市機能を備えることによりまして、多くの市民と来訪者も集い・交流する魅力とにぎわいのあるまちをつかっていく必要があるということです。

その1つ目は都市拠点機能を向上するです。JR宇都宮駅周辺や馬場通り中央地区市街地再開発事業などにより都市空間の整備を図り、都市拠点機能を向上します。2つ目は、大きなまちばかりではなく、すべての地域におきましても都市機能と居住環境のバランスがとれた地域発展拠点の形成を目指し、上三川の富士山地区や中里原地区、JR岡本駅西地区、JR宝積寺駅周辺地区、JR雀宮駅周辺、宇都宮テクノポリスセンター地区等におきまして、土地区画整理事業などの整備手法を活用して、地域特性を生かした拠点開発や良好な住環境を形成し、それぞれの地域拠点機能も併せて向上していく施策にも取り組んでいく必要があります。

次に26ページ、(2)豊かで活力あるまちづくり。産学官の連携を強化しながら、それぞれの産業の活性化を進めることにより、商業・工業・農業それぞれが均衡のとれた活力あるまちをつくるということです。

豊かで活力あるまちづくりの1つ目は、商業・サービス業を振興するで、地域の拠点に形成された既存の都市機能の集積を生かし、それぞれの商圏の中心都市としてふさわしい活力にあふれた商業・サービス業を振興する必要があるととらえました。2つ目は、活力ある工業を振興するとして、東谷・中島地区等の整備を進めるとともに、産業拠点の整備を促進することによりまして、産学官の交流・連携を深め起業化を支援することにより、

新市の活力ある工業を振興する必要があります。3つ目は、農業という視点から、生産性・収益性が高く、安全で良質な食が安定的に供給できるような農業の確立を目指していく必要があります。そして、農業生産の振興を図るとともに、都市と農村の交流を促進することにより、魅力ある農業を振興する必要があるということを、豊かで活力あるまちづくりの施策としてとらえたところでございます。

これまで説明してきたものは、まちづくりの将来構想としてまとめてきたもので、今後はこの中でそれぞれの地域別計画を策定し、それぞれの町でより細かな施策・事業等を記載していくこととなります。

大変雑駁ではございますが、以上で全体の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（福田会長）

市町建設計画について事務局から中間報告の説明がありました。前段で新市建設の基本姿勢や主要課題そしてまちづくりの目標と基本方針が、30ページ以上にわたっております資料の中で、19ページまでが基本方針と、そして21から26ページまでは各地域ごとの主要課題も含めた今後のまちづくりについての目標を設定したわけでございます。

最後の説明にありましたように、さらに個別・具体的な地域ごとの計画につきましては、今後の法定協議会の中で、財政と突き合わせながら練り上げていかなければならないということです。今説明があったところまでが、今回の合併協議会の小委員会で取りまとめた中間報告になったわけでございます。

ただいまの説明につきまして、全般を通してご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。はい、松本委員。

松本委員（上三川町）

上三川の松本と申します。ただいま説明がございました中で、24ページに「上三川町に保健福祉センターを設置する」とうたわれております。上三川町では現在、総合保健福祉センター、生涯学習センター、多目的広場の整備に向けて、用地の買収も済み、今、造成工事に取りかかっているところでございます。これらの施設は町民アンケートの結果で住民要望の最も多かったもので、いわば上三川町民の悲願であります。合併すると、これらの施設が整備できないのではないかという町民からの心配の声が多数寄せられております。この点につきまして、これが本当に実現されるのかどうか、お聞かせ願います。

議長（福田会長）

小委員会で議論をし、事務局から説明いたしましたただいまの内容につきましては、いずれも責任を持って新市の中で事業として進めていくということで、竹原小委員長よろしいですか。

竹原委員（宇都宮市）

小委員会の委員長を仰せつかっております宇都宮市の竹原でございます。ご質問の件でございますが、これから10年間、施策の大綱の方針に沿いまして各種事業を進めていくということですが、この後に、より具体的な各地域別計画の中で位置づけをし、財政的なチェックを行い、その上で各年度別計画を策定していくこととなります。基本的には、施策の大綱に盛り込まれました主要な施策は、実現するという考え方で位置づけしているところでございます。

議長（福田会長）

はい、松本委員。

松本委員（上三川町）

ただいま大変見通しの明るいお言葉をいただきありがとうございました。上三川町におきましても、これは中長期的な事業ということで、一応10年計画ということで取り組んでまいりました事業でございます。この事業が実現できないなら合併から手を引いてもいいという町民の声もございますので、よく検討してこれからお願いしたいと思っております。以上です。

議長（福田会長）

ほかにございませんか。はい、福田委員。

福田委員（河内町）

河内町の福田です。各町で、今まで長期振興計画並びに実施計画をつくっております。この建設計画は、今は中間報告ということでしたが、我々も素晴らしいものだと思っております。ただこれは、先ほど市長がおっしゃったように財政が伴う問題だということがございます。各自治体において、合併に関し一番不安な住民は、特に商工業者の方です。河内町におきましても、二十数年前に造った三十数社の中小工業団地の借金がやっと終わったところです。今度は我々が一生懸命働く場所なんだということですが、しかし合併したら仕事はどこからもらうのかという点が一番の不安でございます。ですから、経済的な問題は当然これは絡んでくると思っておりますが、合併に対する安心感、悔いが残らないような施策が必要です。これを実施計画の中にどう取り入れられるのか、合併特例債も果たしてどのぐらいのものが考えられるのか、おわかりでしたらお願いしたいと思っております。

議長（福田会長）

小委員長。



竹原委員（宇都宮市）

合併した後の各種主要事業の実施と財政の見通し、優先順位というご質問だと思いますが、基本的には合併特例債は、合併に伴って施設整備水準の低いところに重点的に投資しましょうということで、本来の投資的経費にプラスして措置する形で合併特例債があるわけでございます。全体では1市4町で600億円という数字になっておりますが、600億円あるから全部を使うということでは必ずしもありませんで、それぞれの施策が本当に効果的であって、建設計画で言われているような工事の方向に適合する効果のあるもので、それぞれの地域において優先度が高いものから順次事業を行っていくこととなります。最終的には、600億円を超えても、事業化できる見通しがあればやってまいります、600億円というのは一つの目標であり、600億円の合併特例債も3分の1は借金ですので、償還することを考えていく必要があります。償還の見通し等も踏まえながら、どの辺までであれば健全な財政運営ができるのかということで、その額を設定してまいりたいと考えておりますが、できるだけ地域の希望に沿うよう努力してまいりたいと思っております。

議長（福田会長）

宇都宮市も含めて、各市町の主要事業については、今回中間報告の中に盛り込んだということです。ただいま両委員からご質問がございましたことにつきましては、今後、法定協議会の中で、10年間の特例債の活用も含め、優先順位も図りながら、実施計画や年次別計画、あるいは目標値の設定などということも出てくるかもしれませんが、今後さらに個別具体的な事業についても位置づけしながら、住民の皆様の不安を解消していくように努力をしていくこととなります。

ほかにご意見がございましたらお願いいたします。はい、渡辺委員。

渡辺委員（上三川町）

上三川の渡辺でございます。広域行政に関して質問させていただきます。市町建設計画につきましては、法定協議会への移行後、いよいよ合併後の具体的な姿や事業計上の作業に入っていくわけでございますが、現在、協議会に参加している各自治体では、ごみ処理や消防等の業務について、1市4町の枠組みを越えて、それぞれ共同処理を行っております。合併するとなれば当然、このような状況については調整することになるわけでございますが、合併によって施設の増設が必要となることも想定されます。そこで、こういった広域の共同処理について、この協議会に参加していない自治体を含めまして、どのような方向で調整するお考えか、またその結果、建設計画に盛り込まれることになるのかどうかお聞かせいただきたいと存じます。

議長（福田会長）

事務局。

事務局（大林次長）

それでは事務局よりお答え申し上げます。これまで、一市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだ方が効率的である等の理由から、ごみ処理や消防などの広域的な行政課題は一部事務組合等により対応してまいりました。しかしながら、住民生活の基礎となるこれらの事業につきましては、各自治体がそれぞれ責任を持って行うことが基本であると考えております。合併によって拡大いたします自治体規模や、それぞれの能力に応じた形で当然、整理されるべきであると考えております。

このような広域での業務につきましては、合併の枠組みが固まりつつある中で、今後、専門部会を中心として調整させていただきますが、このような考え方で、周辺自治体とも協議をしてまいりたいと考えております。その上で、施設の増設等の必要性が生じた場合には、また市町建設の主要事業と位置づけられたものについては、当然ながら市町建設計画に計上されるべきであると考えております。以上です。

渡辺委員（上三川町）

はい、了解。

議長（福田会長）

はい、小委員長。

竹原委員（宇都宮市）

広域行政で事務処理をやってきた清掃やし尿、斎場といった事務事業につきましては、基本的には今お答えいたしましたように、合併後の新しい自治体がそれぞれの責任で処理していただくということで、現在の広域共同処理事業は基本的には見直すことになるかと思えます。その上で、17年3月以降はそれぞれのところでやってくださいと言われても、なかなかできませんので、一定の猶予年限を与え、その中でそういう方向に持っていかなくてはいけない、というのが基本的な考え方になります。ただ、引き続き広域で共同で事務処理した方がいいものについては、新しい合併後の自治体同士で協議をしながら、共同事務処理する事業を選択することになると思えます。

その結果、協議の中で新しい施設が必要であれば、建設計画の中で位置づけする、あるいは変更の建設計画を策定することになるかと思えます。以上です。

議長（福田会長）

はい、高橋副会長。

高橋副会長

高根沢町は宇河地区ではありませんので塩谷広域行政組合です。広域行政という面では、高根沢町だけが多分すべて宇都宮地域とは別にやっています。町民生活に直接影響のある部分ですから、私どもも当然今ご質問のようなことを考えなければならないわけですが、大切なのは、どの枠組みになろうとも、町民生活に支障が出ない、これが最低限の条件です。私どもは当然そのことを考えて対処しなければならないのですが、今の協議会は任意協議会なのです。法定協議会が正式に立ち上げれば、個々具体的に一つ一つの問題をどういう枠組みでやるのか詰めなければならないわけですが、今、塩谷広域では、高根沢町だけが宇都宮との任意協議会という立場にあるわけです。これが法定協議会になればご心配のようなことをきちんと詰めなければならないわけですが、まだ任意協議会なので塩谷広域できちんとした詰めの段階に入っていないわけです。任意というのは、言葉は悪いですが、一生懸命勉強している協議会であります。高根沢町は現在そういう状況なので、法定協議会になった段階で市町建設計画の中で将来を見込んで事細かに詰めなければならないと私自身は認識しているのですが、竹原小委員長それでよろしいでしょうか。

竹原委員（宇都宮市）

広域行政で事務処理しております問題につきましては、一つ一つについて具体的に詰めた上で、年度別計画に計上できるところまでまとまったものは計上する、まとまらないものは引き続き協議をすることになると思います。

高橋副会長

私が申し上げたのは、今ご心配だという質問がありましたが、それは法定協議会の立ち上げ後に事細かに詰めなければならない問題で、任意協議会の段階ではまだ詰めに入れないということですね。

竹原委員（宇都宮市）

はい。報告させていただきました建設計画はあくまでも中間報告であり、任意協議会におきましては、これがほぼ限度かなという感じがしております。法定協議会に移行してから必要な修正を加える、あるいは以降の具体的な財政計画や実施計画を加えていく形になろうかと思えます。

議長（福田会長）

はい、加藤委員。

加藤委員（高根沢町）

高根沢町の加藤でございます。計画の22ページ、学校教育の充実についてお尋ねいたします。

内容について説明いただいた中では、施設の充実関係のお話は伺ったのですが、教職員の人事交流に対する基本的な考え方等について話し合いがなされたのかどうか、お尋ねしたいと思っております。

実は、先ほどうちの町長が話されたように、高根沢町は宇都宮地域からは管外になっておりまして、教職員の人事関係も塩谷教育事務所を中心とした塩谷管内の人事交流で、宇都宮・河内とは、管外異動で年間数人の交流教員の異動は見られましたが、こちらと合併することになりますと、塩谷地区の人事異動関係の「管内」は「管外」の形となり、その人事交流については、一般教職員もいろいろな不安や心配を抱いているようでございます。通勤距離の問題や教科の配置等もろもろの面で、宇都宮に行ったらどうなるのだろうという心配を大分耳にいたしますので、人事交流についてはこんな形が考えられるという基本的な話し合いが、もしなされたのであれば、お聞かせいただきたいと思っております。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（栗田局長）

教職員の問題は、専門部会の中で具体的には協議をしていくことにはなりますが、まだ人事交流というところまで具体的な詰めには入っておりません。ただ、合併しますと宇都宮となります。研修等も宇都宮の場合は中核市ということで市がやっております。当然、県も、合併によって区域が変われば事務所関係の管内の見直しも当然あるものと考えておりますが、教職員だけではなく、ほかにも県の管轄違いがありますので、その辺は今後具体的に県と詰めてまいりたいと考えております。

加藤委員（高根沢町）

ありがとうございました。

議長（福田会長）

まだこの件についてご意見があろうかと思いますが、水入りをさせていただきたいと思っております。10分間休憩をして3時5分から再開させていただきます。

午後2時54分 休憩

午後3時05分 再開

議長（福田会長）

それでは再開いたします。

引き続きまして、市町村建設計画の説明につきましてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。はい、高橋副会長。

高橋副会長

質問ではないのですが、誤解を招くと困りますので。

市町建設計画は、速やかな新市の一体性を図るためにやっていくということで、法定協議会を立ち上げないと細かな部分は全く立ち上がってこないと思いますし、また、その優先順位等についても、一つのきちんとしたルールをもって決められるだろうとっております。声が大きい人がいるからどうこうという世界ではないとっておりますので、きちんとした物差しを持ってということ考えているのですが、そんな中で、きょうの中間報告に、基本的な考え方プラスアルファで固有の部分のアウトラインが出ています。それは、先ほどの会長のお話だと、最優先の課題としてそれぞれの町が位置づけていることを大事にしたいというお話でした。そうなりますと高根沢町については、庁舎の建設は、地域自治を充実していくためには、今の私どもの庁舎は老朽化してどうしようもないですし、バリアフリーにも全然なっていませんから、これは欲しいとは思いますが、優先順位はそれが一番かということ、うちの町は教育施設や下水道が最優先になります。そういう意味で、会長が先ほどおっしゃったように、ここに載っている固有名詞が最優先であるというのは、高根沢町は庁舎の建設は否定しません、地域自治をきちんとやるためには今の庁舎ではだめだと思っておりますが、それが新市になったときの最優先の課題かということ、違うわけです。その辺は説明しておきます。どういうことか高根沢町庁舎と出たのか議論の経過はわかりませんが、否定はしません最優先とは認識していません。これは法定協議会の議論ですが、資料に載っておりますとひとり歩きしてしまいますので、一応申し上げておきます。

議長（福田会長）

副会長の意見を小委員会で尊重していただきますようお願いいたします。

ほかにございませんか。

それでは、他にないようでございますので、ただいまご協議いただきましたご意見をもとに、市町建設計画小委員会の委員の皆様方には、引き続き慎重審議をお願いいたします。